

労働局長会見 配布資料

新型コロナウイルス感染拡大防止緊急事態宣言下における
青森県内の雇用維持について(要請)

令和2年4月27日
青森労働局

青森県内企業経営者の方々への雇用維持に係る要請

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言が全国に拡大され、青森県内でも外出の自粛要請がなされ、企業経済活動は非常に厳しくなっている状況。
- 青森労働局が設置している特別労働相談窓口においても、4月に入り、雇用調整助成金や休業に関する相談が急激に増加し、全体の8割を占める状況。
- 青森労働局としては、県内企業経営者の方々に
 - ・ 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業手当などの一部を助成する雇用調整助成金等の助成金の活用や、自治体や金融機関などが実施している支援策（融資等）などを活用して従業員の雇用を守ること

を要請します。

青森労働局長 請園清人

青森県内企業経営者の方々への企業継続上の留意点

- 労働者の感染予防のため、健康状態の管理、在宅勤務（テレワーク）の実施や「三つの密」を避ける行動の徹底を。
- 妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患を有する方への配慮も念頭に、テレワークや時差出勤の積極的な活用、特別休暇の導入など感染防止に向けた職場環境の整備を。
- 企業経営者自ら、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用により、基本的感染対策の実施状況の確認を。

経済団体に対する主な要請活動

厚生労働省において、経営者団体等に対し、雇用の維持等の要請を都度実施。

青森労働局においても、青森県内の経済団体（青森県経営者協会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会）に対して、次のような要請を行い、傘下団体、会員企業への周知を依頼しました。

■ 新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮（令和2年3月25日）

＜要請内容＞

- ・ 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の安定と保護
- ・ 新卒の内定者の内定取消しの防止
- ・ 雇用調整助成金の特例措置の活用
- ・ 社員寮に入居している労働者に対する離職後も一定期間入居できるよう保護

■ 新型コロナウイルス感染症に関わる雇用維持等に対する配慮（令和2年4月1日）

＜要請内容＞

- ・ 雇用調整助成金の特例の対象となる事業主の範囲の拡大を踏まえた活用による雇用の確保
- ・ 新卒者の内定者の取扱への配慮や未内定新卒者の積極的な採用
- ・ 有期雇用労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者等の雇用の安定と保護

企業への主な支援策（コロナ対策関連助成金）

助成金名	制度概要	助成内容	QRコード
雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小された場合に、労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持を図った場合に助成	休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成（大企業1/2・中小企業2/3） ※緊急対応期間（4月1日～6月30日）は、大企業2/3・中小企業4/5（解雇等を行わない場合は、大企業3/4、中小企業9/10）	
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として、新規にテレワークを導入した場合に助成	テレワーク用通信機器（※）の導入・運用経費や就業規則・労使協定等の作成・変更費用等の1/2（上限：100万円） ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外	
働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）	中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として、病気休暇制度や、労働者の子供の休校・休園に関する特別休暇制度を整備した場合に助成	社会保険労務士などによるコンサルティングや就業規則等の作成・変更等の費用の3/4（上限：50万円）	
小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者である労働者に、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた場合に助成	年次有給休暇とは別の有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（上限：1日8,330円）	

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金 感染拡大防止のため、全国で以下の特例措置を実施

通常時の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
	緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）の休業等に適用
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件として、前年同月比 1か月5%以上減少
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める 事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート・アルバイト等）
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5(中小)、2/3(大企業) （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	過去1年以内に雇用調整助成金を受給したことのある事業主も対象
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	支給限度額と別枠で利用可
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	事業場内の部門、店舗等施設ごとの休業も対象 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業））
残業相殺	時間外労働等の時間を相殺して支給することを停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	自宅でインターネット等を用いた教育訓練も対象 4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）） 加算額 2,400円(中小)、1,800円（大企業）

雇用調整助成金の事業者への利用促進策（青森労働局）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図ります。

○申請書の記載事項を約半分に削減

- ・自動計算機能付き様式の導入（厚生労働省HPからダウンロード）により記載事項を大幅に削減
- ・日ごとの休業等の実績は不要

○申請書の添付資料を簡略化し、必要書類も既存の書類で可能

- ・休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
- ・出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

◎ きめ細かな支給手続き等の支援を実施

- ・各ハローワークへの問い合わせが殺到し、電話がつながりにくい場合には、青森労働局職業安定部職業対策課（017-721-2003）で問い合わせに対応
- ・記載方法、制度の詳細が分からない事業主の方々に対し、無料で支給申請書類等の作成支援を実施（青森労働局が社会保険労務士に委託の上、5月上旬開始予定）

電子申請・郵送による届出のご案内

○以下の手続きをはじめ、多くの手続きは、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能となっています。感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法による36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・労働保険成立届、労働保険概算・確定保険料申告書 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ・ハローワークへの求人申し込み
- ・労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可の申請 など

【郵送による届出・申請が可能な主な手続き】

- ・ハローワークや雇用環境・均等室における各種助成金の申請 など

【電話による相談等が可能な主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談
- ・解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどのあらゆる分野の労働相談、
- ・ハローワークによる職業紹介 など

【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ

=====

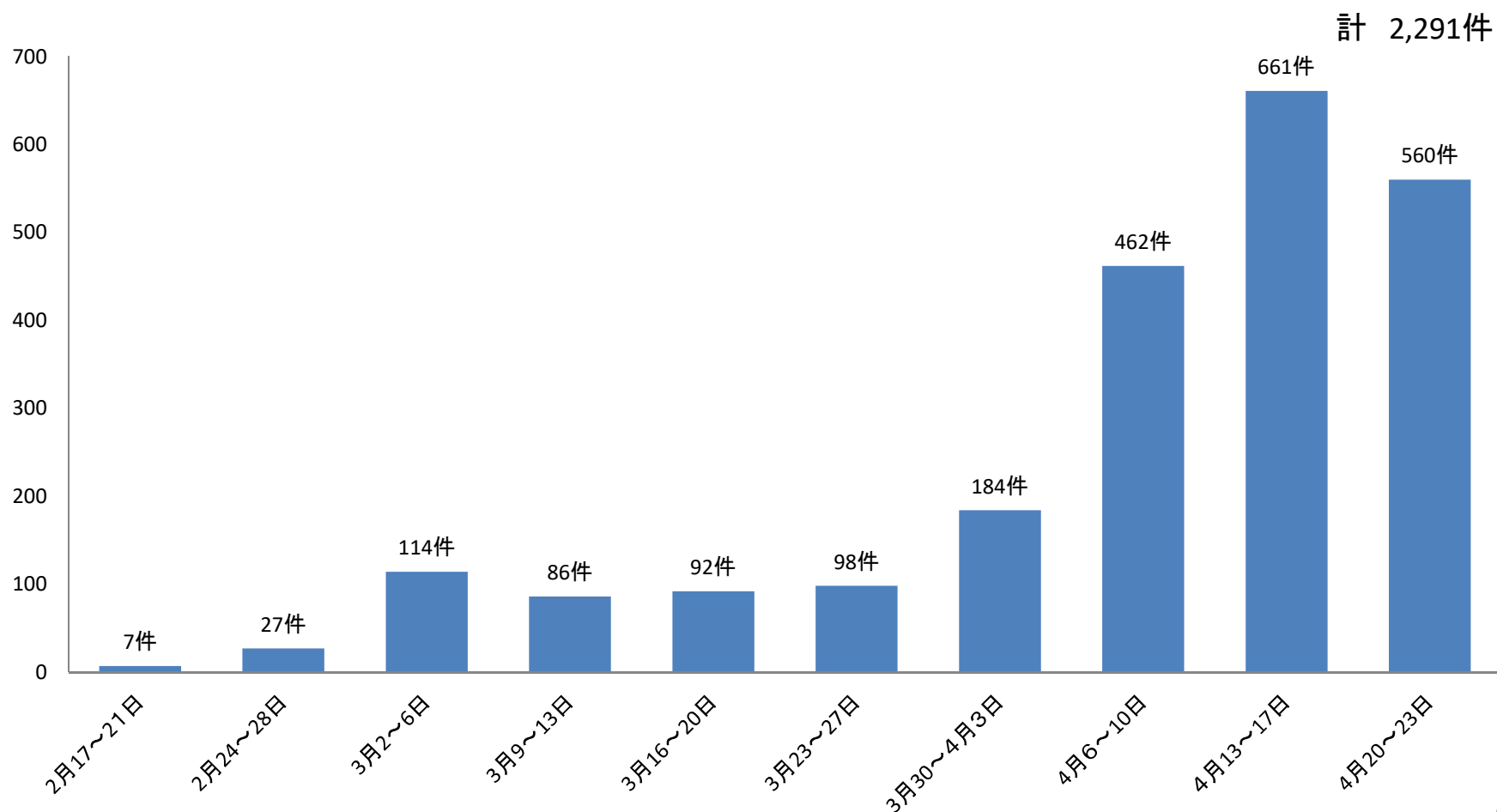
電子申請(申請・届出等の手続き)での届出はこちらです。
https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/



青森労働局「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況

① 相談者数の推移

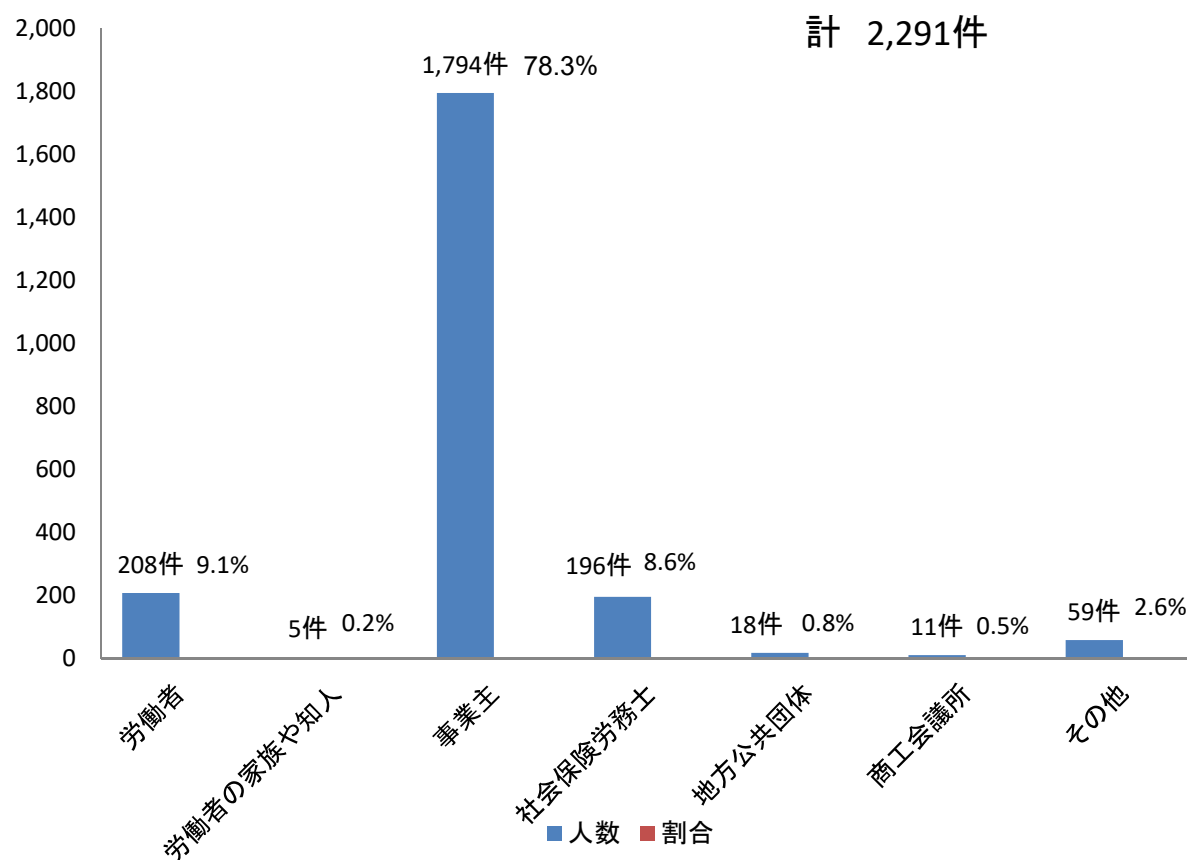
- 特別労働相談窓口への相談は、4月に入り急激に増加し、4月6日～10日で462件、4月13日～17日で661件、4月20～23日で560件と、3月の週と比べると5～6倍の相談件数となっている。



青森労働局「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況

② 相談者の属性

- 特別労働相談窓口の設置(R2. 2. 14)後、4月23日までに寄せられた相談者の属性としては、
- ① 事業主からの相談が1,794件(78.3%)
 - ② 労働者からの相談が208件(9.1%)
- となっており、事業主からの相談が大半を占めている。



※事業主の業種別内訳については、電話等での相談においては業種の詳細を詳しく聞き取らない場合もあることから、正確に把握することは困難であるが、把握した限りにおいては、

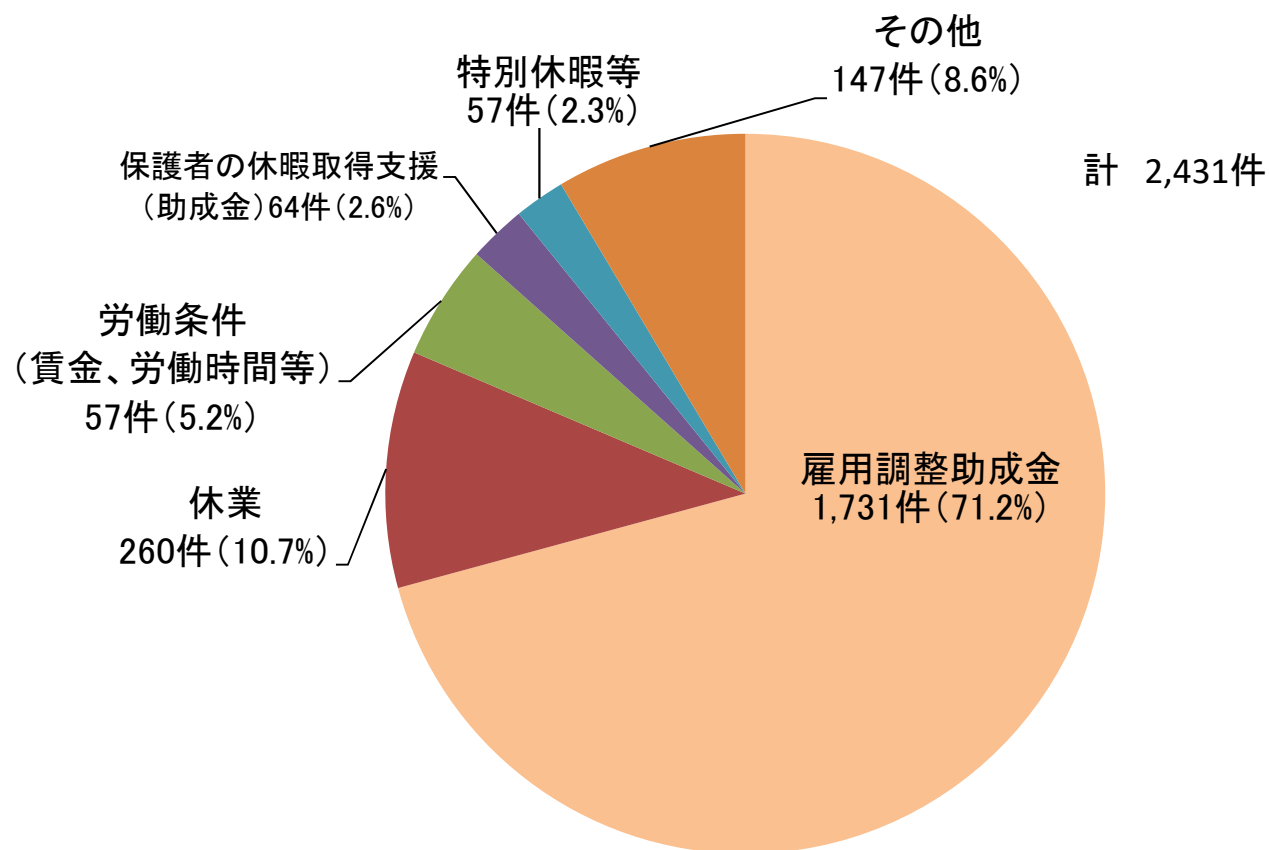
- ・飲食業が約2割、
- ・製造業が約1割弱
- ・卸売業・小売業が約1割弱
- ・宿泊業が約1割弱

となっている。

青森労働局「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況

③ 相談内容の内訳

- 特別労働相談窓口の設置(R2. 2. 14)後、4月23日までに寄せられた相談内容としては、
- ① 雇用調整助成金に関する相談が1,731件(71.2%)
 - ② 休業に関する相談260件(10.7%)
- となっており、雇用調整助成金に関する相談が大半を占めている。



新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口

○特別休暇制度の導入に関する電話相談等

- ・ 青森労働局雇用環境・均等室 017(721)4221
青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階

○雇用調整助成金等に関する相談、求人、職業相談、紹介に関する相談

※小学校等休業助成金の問い合わせ先は、コールセンター(0120-60-3999)になります。

- ・ 青森労働局職業安定部職業対策課 017(721)2003
青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
- ・ 青森公共職業安定所 017(776)1561(部門コード33#)
青森市中央2-10-10
- ・ 八戸公共職業安定所 0178(22)8609(部門コード32#)
八戸市沼館4-7-120
- ・ 弘前公共職業安定所 0172(38)8609(部門コード32#)
弘前市南富田町5-1

○給与の未払い等労働条件に関する相談

- ・ 青森労働基準監督署 017(734)4444
青森市長島1-3-5
なお、青森労働基準監督署以外の労働基準監督署でも相談を受け付けます。

○内定の取消し・入職時期の繰り下げにあわれた学生等のための相談

- ・ 青森新卒応援ハローワーク(ハローワークヤングプラザ) 017-774-0220
青森市安方1-1-40 青森観光物産館アスパム3階